

令和7年3月26日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年3月26日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第２ 危害防止主任者に必要な免許、資格等及び危害防止主任者の行うべき事務			別表第２ 危害防止主任者に必要な免許、資格等及び危害防止主任者の行うべき事務		
規則別表第 １に掲げる 業務	免許、資格等	危害防止 に関する 事務	規則別表第 １に掲げる 業務	免許、資格等	危害防止 に関する 事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第２号に掲 げる業務 (第一種圧 力容器の取 扱いの業 務)	１ 化学設備で規則別表第１第 １９号の危険物を取り扱うもの に係る第一種圧力容器を取り扱 う場合 (1) 高圧ガス保安法（昭和２６ 年法律第２０４号）第２９条 第１項に規定する製造保安責 任者免状若しくは販売主任者 免状又はガス事業法（昭和２ ９年法律第５１号） <u>第２６条</u> <u>第１項</u> に規定するガス主任技 術者免状の交付を受けている 者に与えられた特定第一種圧 力容器取扱作業主任者免許 （ <u>圧縮水素、圧縮天然ガス又は</u> <u>液化天然ガスを燃料とする</u>	(略)	第２号に掲 げる業務 (第一種圧 力容器の取 扱いの業 務)	１ 化学設備で規則別表第１第 １９号の危険物を取り扱うもの に係る第一種圧力容器を取り扱 う場合 (1) 高圧ガス保安法（昭和２６ 年法律第２０４号）第２９条 第１項に規定する製造保安責 任者免状若しくは販売主任者 免状又はガス事業法（昭和２ ９年法律第５１号） <u>第３２条</u> <u>第１項</u> に規定するガス主任技 術者免状の交付を受けている 者に与えられた特定第一種圧 力容器取扱作業主任者免許 （ <u>高圧ガス保安法又はガス事</u> <u>業法の適用を受ける第一種圧</u>	(略)

自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、同法第2条第5項に規定する運行の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第41条第1項の技術基準に適合するもの（以下「自動車用燃料装置」という。）に用いられる第一種圧力容器及び高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受ける第一種圧力容器を取り扱う場合に限る。）

(2) (略)

2 1の場合以外の場合

(1)～(3) (略)

(4) 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許（自動車用燃料装置に用いられる第一種圧力

力容器を取り扱う場合に限る。）

(2) (略)

2 1の場合以外の場合

(1)～(3) (略)

(4) 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許（高圧ガス保安法、ガス事業法又は電気事業

	容器及び高圧ガス保安法、ガス事業法又は電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）の適用を受ける第一種圧力容器を取り扱う場合に限る。） (5)・(6) (略)			法（昭和３９年法律第１７０号）の適用を受ける第一種圧力容器を取り扱う場合に限る。） (5)・(6) (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

以 上